

## 所得について

〔月額所得（政令月収）の計算のしかた〕

$$\text{月額所得（政令月収）} = \frac{\text{年間所得金額} - \text{控除額}}{12}$$

〔年間所得金額〕

収入の種類	年間所得金額
給与収入のある者（会社員・パート等）	給与所得控除後の金額〔収入金額－給与所得控除額〕
事業収入のある者（自営業・サービス業等）	事業所得金額〔事業にかかる総収入金額－必要経費〕
年金収入のある者（年金受給者）	雑所得金額〔公的年金等の総収入金額－公的年金等控除額〕
その他収入がある者	不動産所得・利子所得・配当所得等

○所得金額の算定は所得税法と同様です。

○2種類以上の所得がある方は、それぞれの所得金額の合計額となります。

○所得としないもの

- (1) 仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給含む）、遺族及び障害を支給事由とする年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的所得など。
- (2) 過去に収入があっても、入居申込日現在仕事をしていない方は、「所得なし」とします。